

第 1 3 回総務・企画・議会小委員会（議事概要）

日 時 平成 15 年 2 月 5 日（水）PM1：30~PM2：58

場 所 丹後町役場

出席者数 12 人（欠席 2 人）

傍聴者数 4 人

主な議題

- （1）協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関する事（その 1）（継続協議）
- （2）協議第 2 号 19-10 納税関係の取扱い（継続協議）
- （3）協議第 3 号 18 慣行の取扱いに関する事
- （4）協議第 4 号 19-8 姉妹都市等の取扱い
- （5）協議第 5 号 21-1 定住促進事業の取扱い
- （6）協議第 6 号 21-14 地域活性化助成事業の取扱い
- （7）次回の議題について
- （8）次回の小委員会の日程

議事経緯

委員長あいさつ

会議の成立確認

議題

- （1）協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関する事（その 1）・・・確認
- （2）協議第 2 号 19-10 納税関係の取扱い・・・・・・・・・・・・確認

主な意見

部 会 前回非常に問題になった前納報奨金については、地方税法の 321 条第 2 項で「市町村の条例で定めるところにより報奨金を交付できる」とある。これは、税収入の早期確保、納税者の納税意欲の向上、滞納の防止ということから設けられた制度である。現在、京都府下 44 自治体の内、平成 14 年度から全廃する京都市を含め 7 自治体が廃止となっており、また約半数近い自治体が廃止縮小で議論している。なお、京都府内 10 市（廃止 2 市を除く）の平均は 0.22%ということで、調整案の 0.25%は妥当ではないかと考える。

委 員 前納報奨金制度については、前回の説明で金持ち優遇策といったようなことが言われたが、自分の周りの人に聞くと、少しでも税を少なく支払うために活用されているということだった。この率が、新市になって悪くなるのはいかがなものかと思う。また、この制度を利用している人、税を滞納している人はどれくらいいるのか。

部 会 六町全体で見ると、平成 13 年度決算において前納者は、町府民税では額にして 30%、納税義務者数の 13%となっている。固定資産税では全体額の 30%、納税義務者数では 21%となっている。しかし、町によっては納入税額の 40%を超え

- るところもある。滞納については六町全体で7億6千万円近い金額となっている。
- 委員 預金等の利率とかけはなれるとまずいのではないかと。報奨金制度については、合併を機にということではなく各町とも見直す時期で、常識的な範囲に引き下げる必要があると考える。振り替え納税との関係で、以前隣組で集金すれば報奨金がもらえるといったようなことがあったが、現在の六町ではないのか。
- 部会 平成14年度では一部残っているが、平成15年度からは納税貯蓄組合法に基づき六町全てなくなる。

(3) 協議第3号 18 慣行の取扱いに関すること・・・・・・・・・・確認

主な意見

- 委員 新市の市章については、新市発足までに公募が望ましいということだが、どういう形をとるのか。
- 部会 先進の東かがわ市では協議会での決定と聞いているが、別に選定委員会を作る方法も考えられる。
- 委員 市章は憲章と一緒に、合併決定後に別の委員会を設け決められたらよい。
- 委員 市の花や木、歌などは、是非とも作らなければならないと思うが、この中の一つに新市の色というものも検討していただきたい。

(4) 協議第4号 19-8 姉妹都市等の取扱い・・・・・・・・・・修正の上、確認

主な意見

- 委員 大宮町と網野町でやっているふるさと会員については、過疎化が進む中で出身者にふるさとの情報を提供できるものではないかと考え、別のやり方を考えるなど検討するという事にならないか。
- 部会 実際やっている事業が、町の広報誌の配布という、この部分だけみれば六町とも適宜町外者にも郵送していることから廃止させていただきたい。同じとはならないと考えるが、新市では新市のふるさと会員といったことを考えていけばよいと考える。
- 委員 新市になり新しいことを考えるなら、調整をするということにさせていただきたい。
- 委員 このふるさと会員の廃止というのには、各町やっておられる町人会といったことも含まれるのか。
- 部会 網野町では、会費を千円いただき、広報誌の発送や製品の紹介、隔年で40人くらいを招待して交流したりしている。
- 委員 京丹後市という新しい市になるので、出身者には情報を提供していかなければならないと考え、調整案に新市移行後に検討すると加えられないか。
- 部会 調整案を「合併時に廃止し、新市に移行後検討する」と修正する。

(5) 協議第5号 21-1 定住促進事業の取扱い・・・・・・・・・・継続協議

主な意見

- 委員 新市建設計画の基本方針の中では、働く場を創設するということでUターンの促進や、快適なまちづくりで定住促進を図るなどの言葉が並べられているが、ここでの項目別の調整では廃止ということになっているがどういうことか。
- 部会 ここで出ている定住促進などの事業内容は、限定された内容となっているので、一旦廃止して新市での新しい定住、就業対策などを考えられたらよいと思う。
- 委員 新市になって検討するなら廃止という文言はおかしいのではないか。
- 委員 廃止ということは、現在実施されているものも廃止するということが。
- 部会 一旦廃止だが、住宅確保支援など合併までに決定したものについては期限まで継続していくことになると思う。
- 委員 現制度は仮に廃止するにしても、新市では全市的に検討するとか調整するとかいうことでないと調整案は容認できない。
- 部会 定住促進対策の中にある住宅支援等については新市建設計画の中の住宅対策で、また就業奨励金については雇用対策で議論されるべきものであり、ここでの定住促進は一旦廃止させていただきたい。結婚祝い金については、福祉、子育て支援の絡みの中で新市建設計画のプロジェクト事業として位置づけていくべきということであれば調整結果をそのように修正したい。
- 委員 調整案が廃止だけでは、この小委員会で議論のあったことがわからないので、何か書き添えられないか。
- 委員 「合併時に廃止し、新市に移行後検討する」でよいのではないか。
- 委員 新市建設計画のどの分野に位置づけられるかといった文言を残してもらうよう再度検討願いたい。
- 委員 定住促進対策は、今までそれぞれの町に住んでほしいということでやられているが、新市なってそれがいるのかどうか。結婚祝い金にしても、これがあるからその町で結婚して住むというものでもないと思う。
- 委員長 継続審議とする。

(6) 協議第6号 21-14 地域活性化助成事業の取扱い・・・・・・・・確認

主な意見 特になし

(7) 次回の議題について
協定項目の協議について

(8) 次回の小委員会の日程
第14回総務・企画・議会小委員会
日程 平成15年2月20日(木)午前10時00分
場所 峰山町防災センター

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)